あなたの土地に木を植えてみませんか?

平成29年11月21日 京都市建設局 「担当みどり政策推進室 、電話741-8600

京都市民有地緑化支援事業の申請受付を開始します

京都市では、民有地の緑化を進め、まちなかの目に見えるみどりの増加、地球温暖化やヒートアイランド現象の緩和、良好な景観の形成などを目的に「京都市民有地緑化支援事業」を行います。

この度、平成29年度の受付を開始しますのでお知らせします。

記

1 申請受付期間

平成29年12月1日(金)~平成30年2月16日(金)

※ただし、緑化工事が平成30年2月28日までに完了するもの。 **先着順**で受付。予算の関係で締切が早くなる場合があります。

2 緑化支援の対象地域(右図参照)

京都市の緑化重点地区(=市街化区域内)

3 支援内容

以下の表に記載した民有地の植栽費用を 支援します。支援金額は、1件あたり最大 50万円までです(樹木の購入費及び構造物 の撤去費等は、申請者の負担)。

植栽項目	規格	対象
高木植栽	樹高 H=3.0m 以上	1本から
中木植栽	樹高 H=1.5m 以上 3.0m 未満	1本から
生け垣植栽	樹高 H=0.3m 以上 1.5m 未満	延長1mから

[※]生け垣植栽は、樹高によって、1mあたりに植える樹木の本数に決まりがあります。



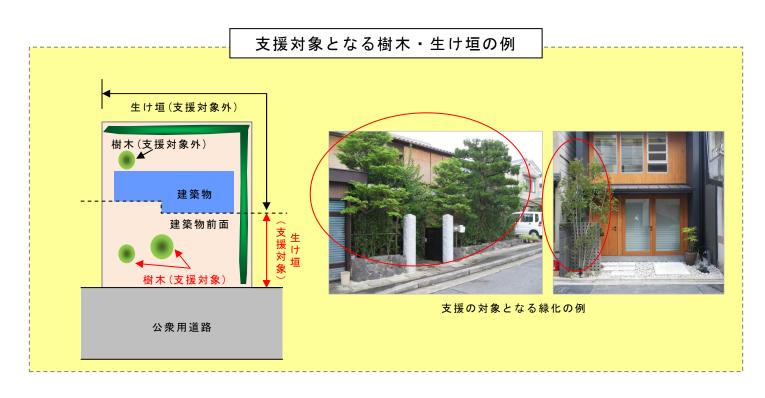
4 申請相談

京都市建設局みどり政策推進室 緑化推進担当 (TEL: 075-741-8600) に御相談ください。

- ① 緑化工事を着手することが決まっている方
 - ⇒ 各区役所・支所やみどり政策推進室等の窓口に備え付けてあるチラシを 御確認いただき申請ください。
- ② これから緑化を検討される方
 - ⇒ 一般社団法人京都造園建設業協会 (TEL: 075-256-1956) が緑化の計画 や申請手続き等についてサポート致します。

5 緑化支援の対象となるもの

- (1) 対象地域内で民有地における新規緑化であること
- (2) 原則,幅員が4m以上の公衆用道路に面していること
- (3) 高さ30 cm以上樹木の植栽であること (樹木の高さ1.5 m未満の低木は,生け垣状のもの)
- (4) 原則, 道路から建築物前面の間での緑化であり, 道路から容易に見通せるもの
- (5) 植栽後、5年以上適切に育成管理できること



6 対象とならないもの

- (1) 申請以前に植栽したもの
- (2) 既存樹木を植替えするもの
- (3) 道路から緑化する樹木が見通せないもの
- (4) 草花,芝,プランター等による緑化
- (5) 期限内に施工完了しないもの

7 その他

詳細は、各区役所・支所やみどり政策推進室等の窓口に備え付けてあるチラシを御確認ください。チラシは、京都市情報館(ホームページ)にも掲載しています。

URL (http://www.city.kyoto.lg.jp/menu4/category/57-6-0-0-0-0-0-0-0.html)